

役員規程

社会福祉法人 佳祐会

平成27年4月1日

(役員の定数)

- 第1条 この法人には、次の役員を置く。
- (1) 理事 7名 (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名は、理事の互選により理事長となる。
- 3 理事長は、この法人を代表する。
- 4 役員の選任にあたっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうちに1名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

(役員の任期)

- 第2条 役員の任期は2年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 役員は再任されることができる。
- 3 理事長の任期は、理事として在任する期間とする。

(役員の選任等)

- 第3条 理事は、評議員会において選任し、理事総数の3分の2以上の同意を得て、理事長が委嘱する。
- 2 監事は、評議員会において選任する。
- 3 監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(役員の報酬等)

- 第4条 役員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては支給しない。
- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。
- 4 理事長の報酬については、理事会において承認事項とする。

(理事会)

- 第5条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。
- 2 理事会は、理事長がこれを招集する。
- 3 理事長は、理事総数の3分の1以上の理事または監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から一週間以内にこれを招集しなければならない。
- 4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。
- 5 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 6 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される事項について意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 7 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

9 議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(理事長の職務の代理)

第6条 理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する。

2 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

(監事による監査)

第7条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。

2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会及び大和郡山市長に報告するものとする。

3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会に出席して意見を述べるものとする。

(開催場所)

第8条 理事会は、瑞祥苑にて開催する。但し、都合により他の場所において開催することができる。

(開催時期)

第9条 理事会は、原則として5月と3月に開催し、臨時理事会は、必要に応じて開催する。

(決議事項)

第10条 次の事項は、理事会の決議を経なければならない。

2 理事会の招集、付議議案及び報告事項の決定に関する事項。

3 計算書類及び付属明細書の承認事項。

4 役員の業務委嘱に関する事項。

5 重要な組織の設置、変更又は廃止に関する事項。

6 予算並びに決算に関する事項。

7 重要な事業計画並びにその執行に関する事項。

8 重要な財産の処分及び譲受に関する事項。

9 重要な契約及び協定の締結、改廃に関する事項。

10 重要な係争、訴訟及び訴願に関する事項。

11 重要な規定の制定、改廃に関する事項。

12 役員の競業取引の承認に関する事項。

13 法人・役員間の取引の承認に関する事項。

14 前各号の他、重要な事項。

(理事及び監事以外の者の出席)

第11条 理事会が必要と認めたときは、理事及び監事以外の者を理事会に出席させて、その報告又は意見を聽くことができる。

(忠実義務)

第12条 理事はこの規定に遵守し、理事会の決定に従い、理事長の指示の下に業務の執行を行う。

- 2 この規程に定める事項意外については法令等及び就業規則並びに理事会の定めるところによる。
- 3 理事は誠実かつ忠実なる自覚と職責をもって業務を遂行する義務を負う。
- 4 理事が業務に関し不正、不当な個人的利益を得たときは、その利益を法人に返還させる。
- 5 理事が故意又は重大な過失により法人に損害を生じさせたときは、当該理事にその全部又は一部を賠償させる。
- 6 理事及び監事は、定款の諸条例に準ずる。

追記

- 1 第4条（役員の報酬等）の第4項の理事長の報酬は次のとおりとする。
職務実態に即して、平成20年4月度より月額を変更する。
- 2 理事会出席時の理事及び監事に対し、交通費として源泉後￥10,000の支給を平成13年5月27日付理事会において決議された追加事項として、理事長、施設長、及び地方公務員については支給しないこととする。
- 3 評議員開催時においても同様に出席者に対して、交通費として源泉後￥10,000の支給を行う。ただし、同日に理事開催時の理事に対しては、重複支給はしないこととする。（平成13年11月18日より実施）
- 4 平成23年5月22日付理事会にて理事長の報酬について決議され承認。
平成23年6月度より理事長の報酬を変更する。
- 5 平成27年3月21日付理事会にて理事長の報酬について決議され承認。
平成27年4月度より理事長の報酬を変更する。

附則

- 1 この役員規程は、平成13年8月より実施する。
- 2 この役員規程は、平成14年2月より追記事項挿入にて実施する。
- 3 この役員規程は、平成18年6月より一部変更にて実施する。
- 4 この役員規程は、平成20年4月1日より一部変更にて実施する。
- 5 この役員規程は、平成25年3月25日より一部変更にて実施する。